

中泊町 特定・一般不妊治療費助成事業のご案内

中泊町では少子化対策の推進、若い世代の出産の希望をかなえることを目的に不妊治療や検査を受けた方に医療費を助成します。

対象者 助成制度の対象者は申請日において、下記の4項目の**全て**に該当される方

- 1、法律上の婚姻をしている夫婦である。
- 2、夫婦又はいずれか一方が1年以上前から中泊町に住所があり、実際に居住している。
- 3、国保、社保などの公的健康保険に加入している。
- 4、町税等の滞納がない。

★申請する治療等について、他市町村において同種の助成を受けている場合は、助成を受けることができません。

1、特定不妊治療に対する助成

★青森県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けていることが条件です。

■ 助成率・助成限度額

※ 1回の治療につき、治療に要した費用から「青森県特定不妊治療費助成事業」により受けた助成額を引いた額（10万円を限度額とする）

例) 10万円の治療費がかかり、県の事業により7万5千円の助成を受けた場合。

→10万-7万5千=2万5千
町からの助成 2万5千円

30万円の治療費がかかり、県の事業により15万円の助成を受けた場合。

→30万-15万=15万
町からの助成 10万円

※ 助成の期間回数：青森県特定不妊治療費助成事業と同一（年齢によって助成回数が変わります）

■ **申請方法** 下記の必要書類を役場町民課健康推進係へ提出

※ 申請には必要書類(1)～(3)の書類の提出が必要です。必要書類がそろってから申請してください。

■ **必要書類** 下記書類

- (1) 中泊町特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（申請者が記載してください。記入見本をご覧ください。） ※ホームページからダウンロードできます
- (2) 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付決定・確定通知書の写し
- (3) 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付申請書に添付書類として提出した指定医療機関等が発行した特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し、または要した治療費の領収書の写し
- (4) 夫及び妻の町の納税証明書（町で確認可能な場合は省略できます）

■ **支給方法** 申請書に記載されている口座に振り込みます

※ 申請審査後、助成の可否を申請者に連絡します。振込みまで1ヵ月程度かかります。

～申請書の配布、受付先・問合せ先～

中泊町役場 町民課 健康推進係

中泊町大字中里字紅葉坂 209 TEL 0173-57-2111 (代)

2、一般不妊治療に対する助成

■ 対象となる医療費

医師が必要と認めたと不妊の検査、タイミング法・薬物療法・人工授精などの一般不妊治療にかかる医療費

- ※ 健康保険適用分、自費診療分、いずれの医療費も助成対象となります。
- ※ ご夫婦いずれの医療費も助成の対象となります。
- ※ 入院時食事療養費・差額ベッド代・文書料等は助成対象とはなりません。
- ※ 体外受精、顕微授精などの特定不妊治療にかかる医療費は助成対象になりません。

■ 助成率・助成限度額

医療費の自己負担額の2分の1 一年度10万円まで

- ※ 助成を受けるにあたって、医療機関の指定はありません。
- ※ 助成年限は、3年度までです（治療後出産に至り、再度治療を受ける場合は、新たに申請ができます）
- ※ 助成金額は、ご夫婦合算の医療費自己負担額の2分の1（一年度10万円を限度）です。

■ 申請期限

各年度 3月末まで

- ※ 治療が終了した日の属する年度内（早めをお願いします）
- ※ 治療が継続する場合は、年度（4月から翌年3月分）の医療費をまとめて申請してください。
- ※ 医療機関の証明が間に合わないなど、やむを得ない事情により期限内に申請できない場合は4月まで受け付けますが助成金の支給が遅くなる場合があります。

■ 申請方法

下記の必要書類を役場町民課健康推進係へ提出

- ※ 申請には必要書類(1)と(2)の両方の書類の提出が必ず必要です。いずれか一方だけでの申請は受付できません。

■ 必要書類

下記書類

- (1) 中泊町一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（申請者が記載してください。記入見本をご覧ください。） ※ホームページからダウンロードできます
- (2) 中泊町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関へ記載を依頼してください。別途文書料が発生する場合があります） ※ホームページからダウンロードできます
※2か所以上の医療機関で治療を受けている方は、それぞれの医療機関での証明書が必要です。
※医療機関によっては証明書の記載に1～2ヶ月かかる場合がありますので、ご注意ください。
- (3) 一般不妊治療に係る医療機関の領収書の写し
- (4) 夫及び妻の町の納税証明書（町で確認可能な場合は省略できます）

■ 支給方法

申請書に記載されている口座に振り込みます

- ※申請審査後、助成の可否を申請者に連絡します。振り込みまで1ヵ月程度かかります。

【一般不妊治療医療費助成の対象となる『治療及び検査の一覧例示』】

○主な検査一覧

- ・ 超音波検査
- ・ ホルモン検査
- ・ 子宮卵管造影検査
- ・ 頸管粘液検査
- ・ 卵管通気検査
- ・ フーナーテスト
- ・ 腹腔鏡検査
- ・ 卵管鏡検査
- ・ 子宮鏡検査
- ・ 精液検査
- ・ 抗精子抗体検査
- ・ その他

○一般不妊治療の主なもの

- ・ タイミング療法
- ・ 薬物療法
- ・ 手術療法
- ・ 人工授精
- ・ その他

医師の処方によらない薬剤にかかった費用は助成対象となりません。